

日本大学藤沢高等学校・藤沢中学校いじめ防止基本方針

はじめに

日本大学藤沢高等学校・藤沢中学校は、「健康」「有為」「品格」を校訓とし、基礎学力の向上、躰教育の徹底、課外活動の奨励に重点を置き、「知育」「徳育」「体育」のバランスのとれた指導に心がけています。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権侵害である。

いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものであるという認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定する。また、「いじめ防止基本方針」を策定することにより、いじめの防止、早期発見・対策の徹底をはかるものとする。

1. いじめの定義

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（ソーシャルメディアを通じて行われるものを含む）」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

2. 「いじめ」対応チーム

- (1) いじめの情報をキャッチしたら、対応チームを編成し組織として対応する。
- (2) いじめ対応チームは、校長、高校教頭、中学教頭、生活指導主任、学年主任、学級担任等で構成する。但し、校長が必要に応じて、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等を加えることができる。
- (3) 対応チームは、情報の整理、対応方針、役割分担を行い、事実の究明と支援・指導にあたる。

①被害者（いじめられた生徒）への対応

②加害者（いじめた生徒）への対応

③観衆、傍観者への対応

この場合、複数の教員で対応し、保護者へ連絡・報告をする。

3. 「いじめ」を許さぬ学校・学級づくり

生徒における学校生活が充実したものとなるよう、いじめが起こらない学校・学級づくりにつとめる。

- (1) 学級経営を充実させる
 - ① 規律と活気ある学級づくりにつとめる。
 - ② 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
 - ③ 学校生活のルールや規範がきちんと守られる指導を継続して行う。
 - ④ 担任は、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直す。
- (2) 学級活動を活発化させる
 - ・ いじめを題材として取り上げ、「いじめ」の未然防止や解決の手だてについて話し合う。
 - ・ 話し合うことで、「いじめ」に対する共通の認識が生まれ、学級や学年、学校全体の問題として取り組む。
- (3) ホームルーム・学年集会等の徹底
 - ・ 問題行動の未然防止のため、ホームルームや学年集会などで全体に注意を促す。
- (4) 個人面談を全クラス励行
 - ・ 個人面談実施により、生徒とのコミュニケーションをとり、生徒の把握につとめる。
- (5) 早期発見
 - ・ 三者面談，教育相談（教育相談係）との連携，アンケート調査等により、「いじめ」の早期発見につとめる。
 - ・ スクールカウンセラーを毎週2回，常駐させることで，生徒及び保護者が相談できる体制を設ける。
 - ・ 「日本大学は、いじめを絶対に許しません！」（日大リーフレット）を配布・活用し，保護者といじめに対する共通の認識をもてるようにする。
- (6) 指導記録の作成・管理
 - ・ 「いじめ」に関する記録を残し，次年度に引き継ぐ。

4. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに学校法人日本大学及び神奈川県知事に報告する。学校法人日本大学は、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき「いじめ対応チーム」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

学校で行う調査の状況については、いじめをうけた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

調査結果を学校法人日本大学及び神奈川県知事に報告する。

調査結果を踏まえ、重大事態発生の防止のために必要な取り組みを進める。